

# 令和6年度 市民税・県民税申告書（分離課税等用）



受付

個人番号										
フリガナ										
氏名										
生年月日	年	月	日	電話番号						

宛名番号										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

米子市長様  
令和 年 月 日 提出

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

## 2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)		特別控除額	
短期一般			202		203	
短期軽減			206		207	
長期一般			211		212	
長期特定			215		216	
長期軽減			219		220	
		特例適用条文				

## 3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目	必要経費
		特例適用条文

## 4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る負債の利子

## 6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額(A-B) (ただし赤字の場合は0)
	238	

## 8 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費	差引金額 (A-B)		C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額 (A-B-C-D)
	239		240		241		
退職	A 収入金額	勤続年数	普通障害	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)	

1 収入金額	短期譲渡	一般分	201		
		軽減分	205		
	長期譲渡	一般の譲渡	210		
		優良住宅地等に係る譲渡	214		
		居住用財産の譲渡	218		
	株式等の譲渡	一般株式等の譲渡	223		
		上場株式等の譲渡	227		
			上場株式等の配当等	251	
			先物取引	235	
	5 所得金額	短期譲渡	一般分		
軽減分					
長期譲渡		一般の譲渡			
		優良住宅地等に係る譲渡			
		居住用財産の譲渡			
株式等の譲渡		一般株式等の譲渡	224		
		上場株式等の譲渡	228		
		上場株式等の配当等	252		
		先物取引	236		
7 その他	株式等	令和5年分の所得から差し引く繰越損失	93		
		翌年以後に繰り越される損失の金額			
	配当	令和5年分の所得から差し引く繰越損失	253		
		令和5年分の所得から差し引く繰越損失	94		
先物取引	翌年以後に繰り越される損失の金額				

この申告書（分離課税等用）は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。